

V 地域で高齢者虐待を予防するために

- これまで、高齢者虐待が起こってしまった場合の対応方法などを記載してきましたが、どうしたら防ぐことができるか考えることも重要です。

1 より身近な相談機関と様々な相談の中から

虐待の相談として出てくる前に、介護相談としてすでに相談があったかもしれません。認知症に対する理解があれば、虐待へ進展していくこともなかったかもしれません。また、ちょっとした声かけが常にあったら家庭の孤立は避けられます。その時、その時の様々な人々の関わり方、タイミングによりずいぶん救われ、高齢者虐待にまで悪化させないようにできることもあります。

北海道の「高齢者虐待に関する調査」から得られた、家庭内虐待を防止するための職場や地域での取り組み状況は、「より身近な相談窓口」(74%)を除いて、「関係機関の情報の共有」(37%)、「成年後見制度等」(47%)、「介護家族等への支援」(44%) (いずれも複数回答)などと低調なものとなっています。

しかし、有効な取り組みは何かという質問に対しては、「高齢者本人に対する介護サービス」(79%)、「関係機関の職員に対する教育・啓発」(60%)、「介護家族等に対する支援」(58%) (いずれも複数回答)などが有効であるとの回答が多くなっています。

このようなことから、高齢者虐待を防止するためには高齢者本人・家族に対する支援が有効であり、取り組みの必要性を関係者が感じていることが伺えます。また、通常の在宅介護相談、心配ごとの相談においてもじっくりと相談者の話に傾聴してもらえるなど信頼感がもてる「より身近な相談窓口」の存在は欠かせません。

2 一般住民の「高齢者の人権」に対する意識啓発

■だれでも起こりうる問題

無意識に使った言葉が高齢者や介護者・家族を傷つけ、追いつめて、そのストレスが弱い立場の高齢者に向かってしまうことがあります。「もう、どうにでもなれ」「ばあちゃんのせいで陰口をいわれる」「世間体が…」…私たち自身が相手のことを気遣い、暖かい目でみていくことが必要です。家族内でも介護についての話し合いをするなど、みんなで介護に共通の意識を持つことが望まれます。

■地域の力を借りる

地域で虐待を防いでいくために、地域の人々に虐待を防いでいこうという意識を持ってもらうこと、高齢者の生活・介護などに関心を寄せてもらい、ちょっとした声かけや世話をしてもらうこと、変化に気づいてもらうことにより、見守りのネットワークができることとなります。

まだまだ、高齢者虐待に関して、地域社会での認識は高くありません。虐待は身近なところで

起こりうるということ、高齢者の人権擁護について理解を深めるために、啓発・広報活動は大変重要です。

3 日頃の活動の中から

保健師や訪問介護事業者が日頃の活動を通じて高齢者・介護者などの家族との関係を作ることが大切です。小さな問題にも相談にのり、介護者・高齢者双方のストレス解消に努めることにより、虐待などへ関係が悪化するのを防止する力になります。

■介護予防・早期の介護サービス利用の促進

熱心に介護している家族や介護負担が大きすぎる家族が虐待に及んでしまう場合があります。そうした人たちを出さないためにも、高齢者自身が要介護状態にならないよう「介護予防」に努め、介護が必要になった場合には、早めにケアマネジャーにつなげ介護サービスを利用して、自立した生活を続けてもらうことが必要です。

4 虐待防止に活用できる関連事業の概要

高齢者の生活を支えるために、地域で様々な事業が行われています。これらのサービスを利用してもらうことで、虐待防止や見守りなどの継続的関わりの糸口になります。

虐待防止のための直接的な事業ではありませんが、それに資すると思われる事業として次のようなものがあります。

個別家庭に対してアプローチしていく手段として、各事業実施部門と連携を図って訪問の際に同行していくという方法もあります。



＝地域支援事業＝

平成18年4月から市町村が主体になり、公民館、市町村保健センター等において実施する介護予防事業や任意事業として家族に対する支援事業を行うことになっています。

① 介護予防特定高齢者施策（主なもの）

ア 特定高齢者把握事業

検診等を通じて介護予防の必要な高齢者（特定高齢者）を把握する。

イ 通所型介護予防事業

通所により「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果がある事業を実施する。

ウ 訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者を対象に保健師等がその方の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談・指導等を実施する。

② 介護予防一般高齢者施策（主なもの）

■ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業の実施

③ 任意事業（例示）

ア 家族介護支援事業

・家族介護教室

高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護に関する知識・技術を習得してもらうための教室を開催する。

・認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業。

・家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担軽減を図る事業。

イ その他事業

・成年後見制度利用支援事業

市町村申立に係る低所得の高齢者に係る申立費用や成年後見人等の報酬の助成等を行う事業。

・地域自立生活支援事業

高齢者住宅への生活援助員の派遣等、介護相談員の活動支援、栄養改善が必要な高齢者に対する配食サービスを活用したネットワークの形成、グループリビングに対する支援等

※実施事業については、各市町村によって異なります。

5 認知症高齢者への理解

介護者や関係者が認知症高齢者への理解を深めることにより、客観的な対処方法を学び、介護者の負担軽減を図ることや環境作りが求められます。

全国調査においては、認知症高齢者の言動の混乱が虐待に影響があったことなど、介護負担が虐待の発生要因の上位に挙げられています。

また、虐待が疑われても誤解ということもあります。「食事が与えられていない」との訴えがあっても、実際、話を聞いてみると何回も食事をしているということもあります。ひとときも目を離すことができないなど、介護している家族の悩みは大きく、どこにも相談できずにいるかもしれません。

「北海道認知症の人を支える家族の会」では、高齢者が家族にいる会員を対象に「介護に関するアンケート調査」を実施し、その中で高齢者虐待についても取り上げています。当事者に対するこの調査結果からは、心理的虐待が最も多くなっています。

北海道認知症の人を支える家族の会における「介護に関するアンケート調査」（平成16年10月実施）

■調査対象：介護の必要な高齢者が家族にいる会員850人

■回答者数：412人（回収率48.5%）

「介護者自身が虐待をしていると感じたことがあるか」という問いに「ある」「たまにある」と回答した人が111人（26.9%）

■そのうち虐待について

具体的に記載した人が75人

虐待の区分	件数	%
身体的虐待	9	8.1
介護放棄	7	6.4
心理的虐待	59	53.1
不明（記載なし）	36	32.4
総数	111	100.0

虐待の具体的な事例を見ると、認知症高齢者を介護する人の苦悩が現れています。介護者として心が安まらないばかりか、肉親の知能が衰えていく事実と向き合い、家庭という閉ざされた空間の中での怒りの感情コントロールの困難さや、さまざまなストレスと向き合っている状況が伺えます。

虐待事例

- 徘徊するので、探して連れ帰ろうとしても動かない。私の力ではどうにもならなくなって泣きながら殴った。どうにもならないとわかっても感情は抑えきれず、毎日のように殴った。
- 腹の立ったときは、夫の手を縛ったり、オムツを顔につけたりした。
- 夜、一緒にダムに飛び込もうかと思ってダムに行った。
- 認知症とわかっても、物や金を盗ったと言われるとついカッとなって「出て行け」と言ってしまう。
- 外に行きたがっているにもかかわらず、散歩に連れて行かずに、鍵をかけてしまう。
- 食事、風呂、病院以外は声をかけない。話さない。元気な頃の姑の言葉を思い出したらイライラする。

認知症高齢者の7割は医学的な治療の対象といわれており、早期発見が重要です。そのため、徘徊等の行動障害が出現するなどどうにもならなくなってから医療機関へ行くという一般的な状況を改善して、早期発見・早期治療・ケアを目指し、家族とかかりつけ医、地域住民や介護スタッフの人たちに認知症に関する正しい知識と理解を持ってもらうことが重要です。

このため、診療所などのかかりつけ医を対象とした研修を行うこととしています。

◇認知症の症状◇

自発性低下、睡眠障害、不安症状、気分の易変・易怒（怒りっぽい）、状況誤認（人物、場所）、過食、異食（食べられないものを食する）、感情失禁、妄想、幻聴・幻視、せん妄、焦燥、多動、言語的攻撃 など

また、認知症の精神症状や行動障害は、環境やケアの方法で大きく変化すると言われています。往診や通所系サービスの利用などの外来治療で対応できる状態から、行動障害などがあり専門医による入院治療が必要なものまであります。

ケアを考えるなかで、地域の資源、例えばデイサービスの利用などで通所しながら在宅生活をするほか、ごく軽い認知症高齢者・家族が参加しやすいサービスや住民自主活動を推進していくことも求められます。

このような中、厚生労働省では、平成17年度より、「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」構想（2005～2014年度）を提唱し、その一環として、地域で暮らす認知症の人や家族を日常生活場面において、直接サポートする「認知症サポーター」を5ヵ年で100万人輩出していく全国的な取り組みを行っています。

道内においても、認知症に対する正しい知識や理解を深めていただくため、道との連携のもと、市町村が中心となり、「認知症サポーター」養成講座を開催しています。



認知症高齢者とその家族への援助と福祉の向上を図るため、「北海道認知症の人を支える家族の会」では、次のような活動を行っています。

【北海道認知症の人を支える家族の会の主な活動内容】

